

# 久慈市下水道事業経営戦略

計画期間 令和4年度～令和13年度

令和5年1月

## 目 次

1	経営戦略策定の目的	1
(1)	対象事業	1
(2)	計画期間	2
2	事業概要	2
(1)	事業の現況	2
(2)	民間活力の活用等	5
(3)	経営比較分析表を活用した現状分析	6
3	将来の事業環境	12
(1)	行政区域内人口の予測	12
(2)	処理区域内人口・水洗化人口の予測	12
(3)	有収水量の予測	14
(4)	使用料収入の見通し	14
(5)	施設の見通し	15
(6)	組織の見通し	16
4	経営の課題	16
(1)	下水道使用料収入の確保	16
(2)	水洗化率の向上	16
(3)	人口減少社会を見据えた設備投資	16
(4)	維持管理の効率化	16
5	経営の基本方針	17
(1)	収益的収支を自主財源で黒字化	17
(2)	下水道整備計画の再検討	17
(3)	経営基盤の強化	17
6	投資・財政計画（収支計画）	18
(1)	投資・財政計画（収支計画）	別紙
(2)	投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	18
(3)	投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の 取組の概要	22
7	経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	24

## 1. 経営戦略策定の目的

下水道事業は、生活排水などの汚水を排除・処理し、河川・沿岸地域の水質保全や生活環境の改善に資するとともに、大雨等による浸水被害を軽減し、住民の快適で安全な生活環境を維持する重要な役割を担っています。その経営は、使用料収入をもって事業に要する費用を賄う独立採算制を基本としていますが、下水道事業の経営環境は、施設の老朽化に伴う更新投資の増大、将来の人口減少に伴う使用料収入の減少等により厳しさを増すことが予想され、事業継続のためには不断の経営努力が求められます。

このような状況の中、総務省から、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）や「「経営戦略」の策定推進について」（平成 28 年 1 月 26 日付総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）、「「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」（平成 31 年 3 月 29 日付総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）、「「経営戦略」の改定推進について」（令和 4 年 1 月 25 日付総務省自治財政局公営企業課長、公営企業経営室長、準公営企業室長通知）により、経営戦略の策定や改定が要請されています。

久慈市下水道事業では、将来にわたって事業を安定的に継続していくため、経営の課題を整理するとともに、将来の投資・財源を適切に設定し、経営の健全化を図ることを目的として「久慈市下水道事業経営戦略」を策定します。

### (1) 対象事業

久慈市では、公共下水道事業、漁業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業及び浄化槽設置整備事業の 4 つの汚水処理事業を行っています。

平成 31 年 4 月 1 日に、それまでの公共下水道事業特別会計と漁業集落排水事業特別会計の 2 つの特別会計を 1 つの下水道事業会計に統合するとともに、両事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し地方公営企業会計に移行しました。

久慈市下水道事業経営戦略の対象事業は、久慈市下水道事業会計により実施する「公共下水道事業」及び「漁業集落排水事業」の 2 事業とします。

## (2) 計画期間

久慈市下水道事業経営戦略の計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

## 2. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

##### ア 公共下水道事業

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成4年度 (30年経過)	法適・非適の区分	法適(全部適用)
処理区域内人口密度	26.2人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	1処理区(久慈処理区)		
処理場数	1か所(久慈浄化センター)		
ポンプ場数	5か所(門前、中央、西の沢、川崎町、川貫地区雨水ポンプ場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況	岩手県が主体となり、令和4年度の「岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画」の策定を目標に検討を進めています。 主な検討内容は、汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化、人材育成・災害時対応の共同化です。		

##### イ 漁業集落排水事業

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成5年度 (29年経過)	法適・非適の区分	法適(全部適用)
処理区域内人口密度	6.0人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	9処理区 (侍浜町麦生、横沼、川津内、田子の木、桑畑、白前・本波地区、 宇部町久喜、小袖地区、長内町大尻地区)		
処理場数	7か所 (侍浜町麦生、横沼・川津内、外屋敷、桑畑地区、 宇部町久喜、小袖地区、長内町大尻地区)		

広域化・共同化・最適化 実施状況	<p>岩手県が主体となり、令和4年度の「岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画」の策定を目標に検討を進めています。</p> <p>主な検討内容は、汚水処理施設の統廃合、人材育成・災害時対応の共同化です。</p>
---------------------	--

## ② 使用料

### ア 公共下水道事業

一般家庭用使用料体系 の概要・考え方	<table border="1"> <thead> <tr> <th>一般汚水</th> <th>汚水の排出量</th> <th>使用料（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料</td> <td>10 m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,540 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">従量使用料 (1 m<sup>3</sup>につき)</td> <td>10 m<sup>3</sup>を超え 20 m<sup>3</sup>まで</td> <td>121 円</td> </tr> <tr> <td>20 m<sup>3</sup>を超え 30 m<sup>3</sup>まで</td> <td>132 円</td> </tr> <tr> <td>30 m<sup>3</sup>を超え 50 m<sup>3</sup>まで</td> <td>143 円</td> </tr> <tr> <td>50 m<sup>3</sup>を超え 100 m<sup>3</sup>まで</td> <td>165 円</td> </tr> <tr> <td>100 m<sup>3</sup>を超え 500 m<sup>3</sup>まで</td> <td>176 円</td> </tr> <tr> <td>500 m<sup>3</sup>を超え 1,000 m<sup>3</sup>まで</td> <td>187 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000 m<sup>3</sup>を超える分</td> <td>198 円</td> </tr> </tbody> </table>			一般汚水	汚水の排出量	使用料（税込）	基本使用料	10 m <sup>3</sup> まで	1,540 円	従量使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	121 円	20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	132 円	30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	143 円	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	165 円	100 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで	176 円	500 m <sup>3</sup> を超え 1,000 m <sup>3</sup> まで	187 円		1,000 m <sup>3</sup> を超える分	198 円
一般汚水	汚水の排出量	使用料（税込）																							
基本使用料	10 m <sup>3</sup> まで	1,540 円																							
従量使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	121 円																							
	20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	132 円																							
	30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	143 円																							
	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	165 円																							
	100 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで	176 円																							
	500 m <sup>3</sup> を超え 1,000 m <sup>3</sup> まで	187 円																							
	1,000 m <sup>3</sup> を超える分	198 円																							
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じ																								
その他の使用料体系の 概要・考え方	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公衆浴場汚水</th> <th>汚水の排出量</th> <th>使用料（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料</td> <td>10 m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,540 円</td> </tr> <tr> <td>従量使用料 (1 m<sup>3</sup>につき)</td> <td>10 m<sup>3</sup>を超える分</td> <td>77 円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>臨時汚水</th> <th>汚水の排出量</th> <th>使用料（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従量使用料 (1 m<sup>3</sup>につき)</td> <td></td> <td>198 円</td> </tr> </tbody> </table>			公衆浴場汚水	汚水の排出量	使用料（税込）	基本使用料	10 m <sup>3</sup> まで	1,540 円	従量使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	10 m <sup>3</sup> を超える分	77 円	臨時汚水	汚水の排出量	使用料（税込）	従量使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)		198 円							
公衆浴場汚水	汚水の排出量	使用料（税込）																							
基本使用料	10 m <sup>3</sup> まで	1,540 円																							
従量使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)	10 m <sup>3</sup> を超える分	77 円																							
臨時汚水	汚水の排出量	使用料（税込）																							
従量使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)		198 円																							
条例上の使用料 (20 m <sup>3</sup> あたり)	<table border="1"> <tr><td>令和元年度</td><td>2,750 円</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>2,750 円</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>2,750 円</td></tr> </table>	令和元年度	2,750 円	令和2年度	2,750 円	令和3年度	2,750 円	実質的な使用料 (20 m <sup>3</sup> あたり)	<table border="1"> <tr><td>令和元年度</td><td>2,860 円</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>3,026 円</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>3,038 円</td></tr> </table>	令和元年度	2,860 円	令和2年度	3,026 円	令和3年度	3,038 円										
令和元年度	2,750 円																								
令和2年度	2,750 円																								
令和3年度	2,750 円																								
令和元年度	2,860 円																								
令和2年度	3,026 円																								
令和3年度	3,038 円																								

### イ 漁業集落排水事業

一般家庭用使用料体系 の概要・考え方	<table border="1"> <thead> <tr> <th>一般汚水</th> <th>汚水の排出量</th> <th>使用料（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料</td> <td>10 m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,540 円</td> </tr> <tr> <td>従量使用料</td> <td>10 m<sup>3</sup>を超え 20 m<sup>3</sup>まで</td> <td>121 円</td> </tr> </tbody> </table>			一般汚水	汚水の排出量	使用料（税込）	基本使用料	10 m <sup>3</sup> まで	1,540 円	従量使用料	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	121 円
一般汚水	汚水の排出量	使用料（税込）										
基本使用料	10 m <sup>3</sup> まで	1,540 円										
従量使用料	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	121 円										

	(1 m <sup>3</sup> につき)	20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	132 円												
		30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	143 円												
		50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	165 円												
		100 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで	176 円												
		500 m <sup>3</sup> を超える分	187 円												
業務用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じ														
その他の使用料体系の概要・考え方	<table border="1"> <tr> <td>臨時汚水</td> <td>汚水の排出量</td> <td>使用料（税込）</td> </tr> <tr> <td>従量使用料 (1 m<sup>3</sup>につき)</td> <td></td> <td>198 円</td> </tr> </table>	臨時汚水	汚水の排出量	使用料（税込）	従量使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)		198 円								
臨時汚水	汚水の排出量	使用料（税込）													
従量使用料 (1 m <sup>3</sup> につき)		198 円													
条例上の使用料 (20 m <sup>3</sup> あたり)	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>2,750 円</td> <td rowspan="3">実質的な使用料 (20 m<sup>3</sup>あたり)</td> <td>令和元年度</td> <td>2,715 円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2,750 円</td> <td>令和2年度</td> <td>2,865 円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>2,750 円</td> <td>令和3年度</td> <td>2,855 円</td> </tr> </table>	令和元年度	2,750 円	実質的な使用料 (20 m <sup>3</sup> あたり)	令和元年度	2,715 円	令和2年度	2,750 円	令和2年度	2,865 円	令和3年度	2,750 円	令和3年度	2,855 円	
令和元年度	2,750 円	実質的な使用料 (20 m <sup>3</sup> あたり)	令和元年度		2,715 円										
令和2年度	2,750 円		令和2年度		2,865 円										
令和3年度	2,750 円		令和3年度	2,855 円											

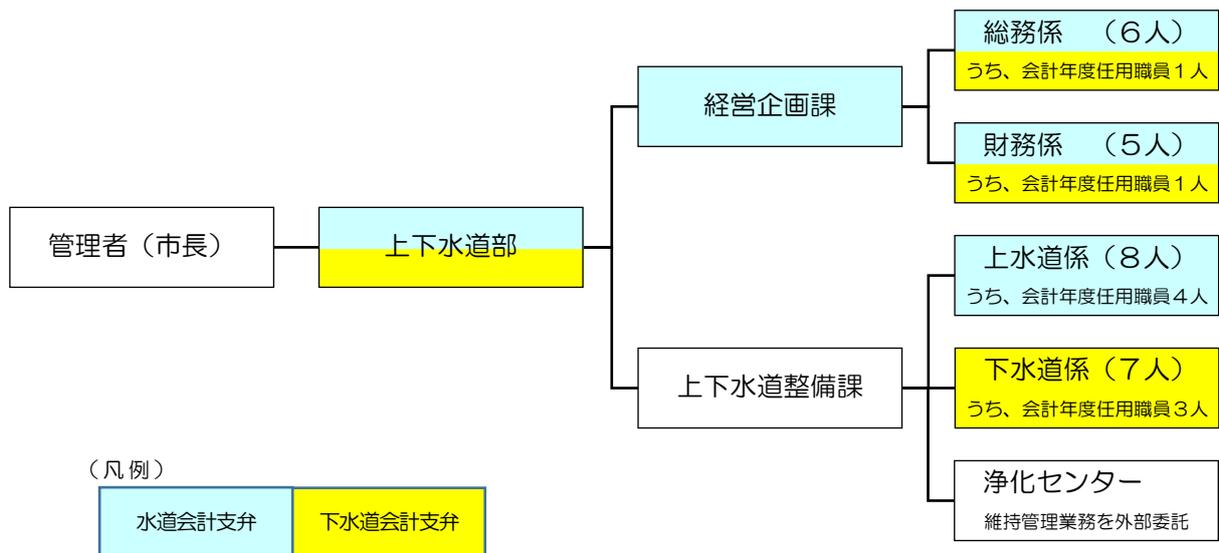
【参考】県内類似団体及び近隣自治体との下水道使用料（税込）の比較

自治体名	10m <sup>3</sup> 排出の場合	20m <sup>3</sup> 排出の場合
<b>久慈市</b>	<b>1,540円</b>	<b>2,750円</b>
大船渡市	1,540円	2,750円
遠野市	1,442円	2,612円
陸前高田市	1,980円	3,410円
釜石市	1,760円	3,300円
二戸市	1,848円	3,300円
八幡平市	1,540円	2,860円
洋野町（旧種市町）	2,779円	4,799円
洋野町（旧大野村）	2,138円	3,801円
野田村	2,090円	3,300円

※処理区域内人口3万人未満の市を類似団体とした。

③ 組織

職員数	上下水道部職員 29 人のうち、下水道事業会計から人件費を支弁している職員数は9人（事務職員5人、技術職員4人）です。 ※上下水道部長の人件費は、水道・下水道事業会計で折半しています。
事業運営組織	平成31年4月1日に、下水道担当部署（建設部下水道課）と水道事業担当部署（水道事業所）の組織統合を行い、上下水道部を設置しました。上下水道部の組織図は下図のとおりです。



上下水道部組織図（令和4年7月1日現在）

## (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<p>【公共下水道事業】 浄化センターや雨水ポンプ場等の維持管理業務を民間業者に委託しています。</p> <p>【漁業集落排水事業】 処理場やマンホールポンプの維持管理業務を民間業者に委託しています。</p>
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	<p>【公共下水道事業】 H30からR3まで、PPP手法（DB方式）を活用した污水管渠整備に取り組みました。</p>
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱、下水汚泥、発電等)	<p>【公共下水道事業】 浄化センターで発生する汚泥をコンポスト業者に搬入し、堆肥として再利用しています。</p> <p>【漁業集落排水事業】 処理場で発生する浄化槽汚泥を久慈地区汚泥再生処理センターに搬入し、堆肥として再利用しています。</p>
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	<p>【公共下水道事業】 久慈浄化センターの増設計画に基づき先行取得している未利用土地を市営野球場用地として活用しています。</p>

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

#### ① 経営指標の概要

#### 経営の健全性・効率性

経営指標	指標の意味	分析の考え方	算出式
① 経常収支比率 (%)	使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。	単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要です。	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
② 累積欠損金比率 (%)	営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標です。	累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められます。累積欠損金を有している場合は、経営の健全性に課題があるといえます。経年の状況も踏まえながら0%となるよう経営改善を図っていく必要があります。	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$
③ 流動比率 (%)	短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。	1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要です。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があります。	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
④ 企業債残高対事業規模比率 (%)	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。	明確な数値基準はないと考えられますが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。	$\frac{\text{企業債現在高合計}-\text{一般会計負担額}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}-\text{雨水処理負担金}} \times 100$
⑤ 経費回収率 (%)	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。	当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要です。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費}(\text{公費負担分を除く})} \times 100$
⑥ 汚水処理原価 (円)	有収水量1m <sup>3</sup> 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標です。	明確な数値基準はないと考えられますが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。	$\frac{\text{汚水処理費}(\text{公費負担分を除く})}{\text{年間有収水量}} \times 100$
⑦ 施設利用率 (%)	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。	明確な数値基準はないと考えられますが、一般的には高い数値であることが望まれます。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、例えば、当該指標が類似団体との比較で高い場合であっても、現状分析や将来の汚水処理人口の減少等を踏まえ、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要です。	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$
⑧ 水洗化率 (%)	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標です。	当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいです。一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入の増加を図るため、水洗化率向上の取組が必要です。	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$

## 老朽化の状況

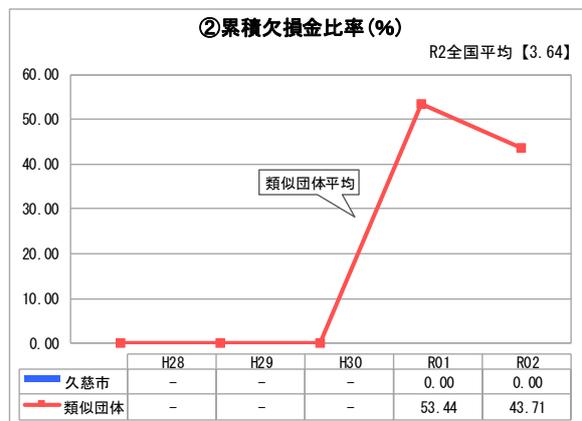
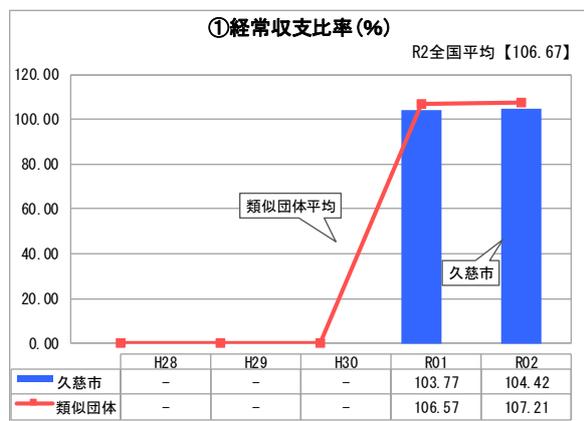
経営指標	指標の意味	分析の考え方	算出式
①有形固定資産 減価償却率 (%)	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。	明確な数値基準はないと考えられますが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。 一般的には、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができます。	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{有形固定試算のうち償却対象資産の帳簿価額}} \times 100$
②管渠老朽化率 (%)	法定耐用年数を超過した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示しています。	明確な数値基準はないと考えられますが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、耐震性や、今後の更新投資の見通しを含め、対外的に説明できることが求められます。 一般的には、数値が高い場合には法定耐用年数を超過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推測することができます。	$\frac{\text{法定耐用年数を超過した管渠延長}}{\text{下水道管布設延長}} \times 100$
③管渠改善率 (%)	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。	明確な数値基準はないと考えられますが、数値が2%の場合、全ての管路を更新するのに50年かかる更新ペースであることが把握できます。数値が低い場合、耐震性や、今後の更新投資の見通しを含め、対外的に説明できることが求められます。	$\frac{\text{改善(更新・改良・修繕)管渠延長}}{\text{下水道管布設延長}} \times 100$

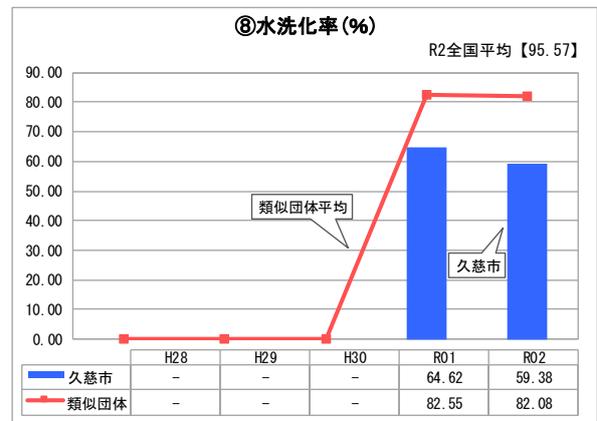
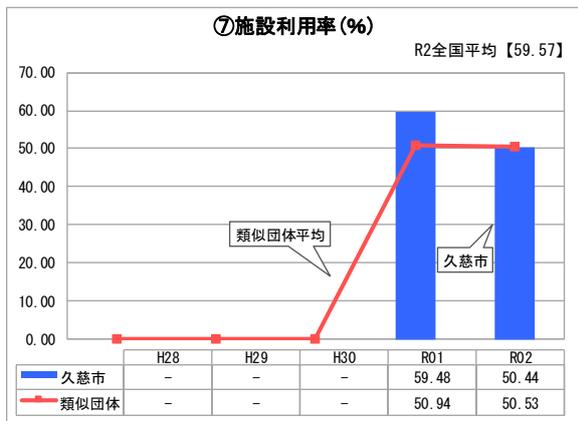
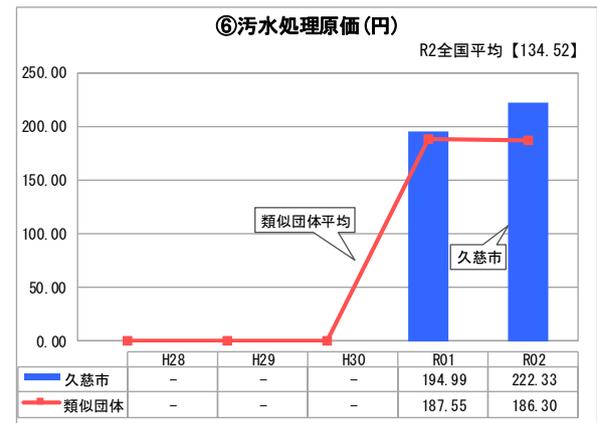
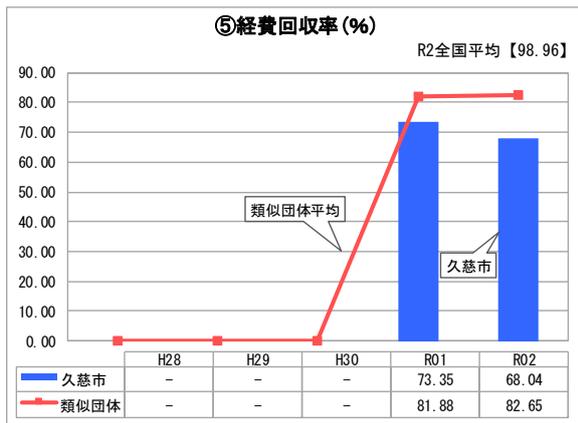
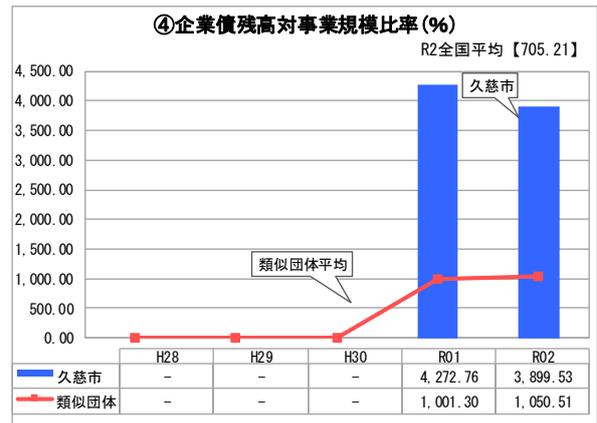
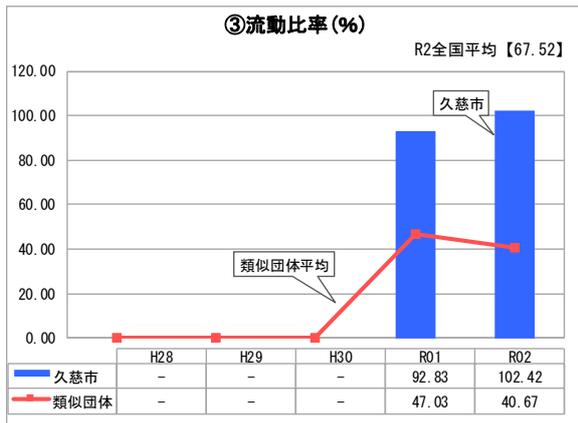
## ア 公共下水道事業

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家賃料金(円)
-	57.32	45.10	93.29	2,750

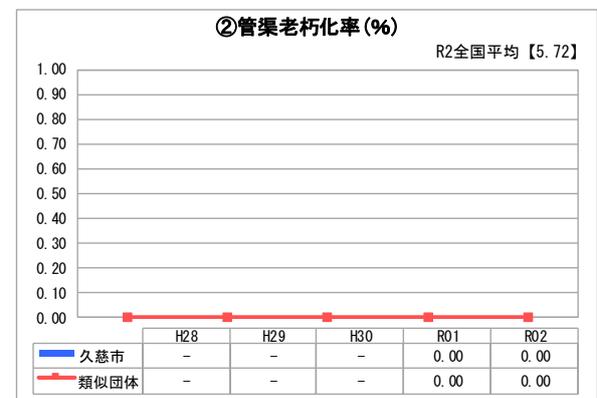
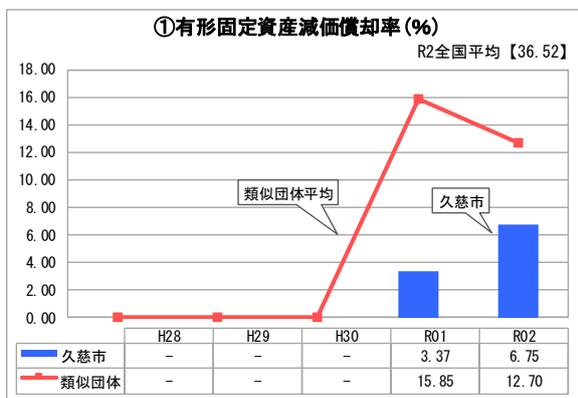
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
34,094	623.50	54.68
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
15,206	5.46	2,784.98

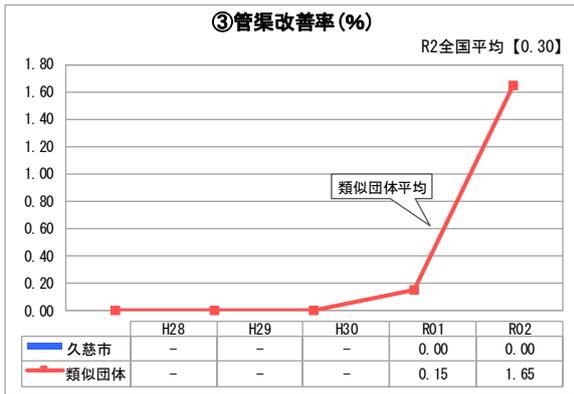
## 経営の健全性・効率性





## 老朽化の状況





グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 令和2年度全国平均

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

・ 経常収支比率について、昨年度に引き続き 100%を超えているものの、依然として財源不足を一般会計からの基準外繰出金により補填している状況です。このことから、累積欠損は発生していないものの、経営の改善が必要です。

・ 流動比率について、目安である 100%を超えていることから、短期的な債務に対する支払い能力は有しています。しかし、企業債残高対事業規模比率については企業債残高が多額であること等により、類似団体平均を大きく上回っています。近年の大雨による甚大な浸水被害を受け、雨水ポンプ場等の整備に重点的に取り組むこととしており、今後も高い比率で推移する見込みです。

・ 経費回収率は、使用料収入で維持管理費を賄うことができず、100%を下回っています。また、汚水処理原価については類似団体平均を上回っています。このことから、有収水量の増加及び適正な使用料収入の確保のため、類似団体と比較して低位にある水洗化率について、排水設備工事に対する補助制度等により、向上に努めているところです。

・ 施設利用率は、類似団体平均と同程度であり、概ね適正な利用状況であると言えます。今後は水洗化率の向上等に伴い処理水量は増加する見込みであることから、上昇していくものと見込んでいます。

### 2. 老朽化の状況について

・ 供用開始から 30 年近くが経過しており、類似団体として比較して有形固定資産減価償却率は下回っているものの、処理場の機械電気設備等には耐用年数を経過した資産が多く存在します。今後は、ストックマネジメント計画を策定し、補助制度を活用した計画的な更新を行うこととしています。

### 全体総括

・ 財源不足分を一般会計繰出金により補填していますが、今後については人口減少等により使用料収入の大幅な増加は見込めない状況であり、さらに厳しい経営環境となることが予想されます。

・ 財源不足を一般会計からの基準外繰出金で補填していることから、水洗化率の向上及び経費に見合う適正な使用料体系の検討に取り組む必要があります。

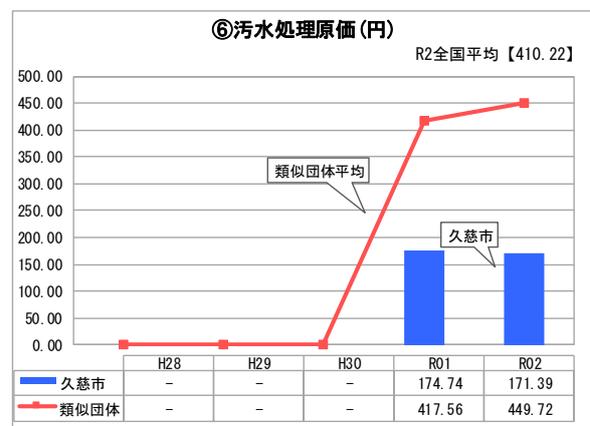
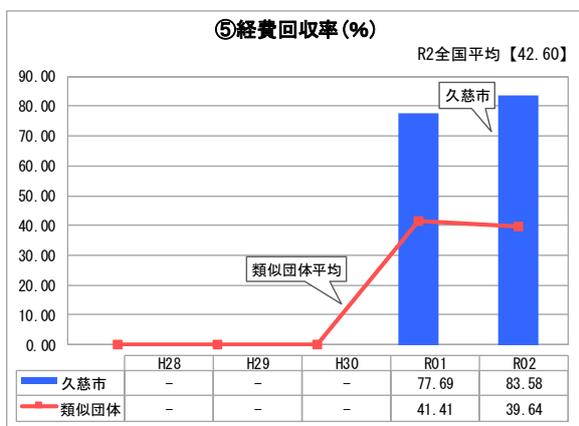
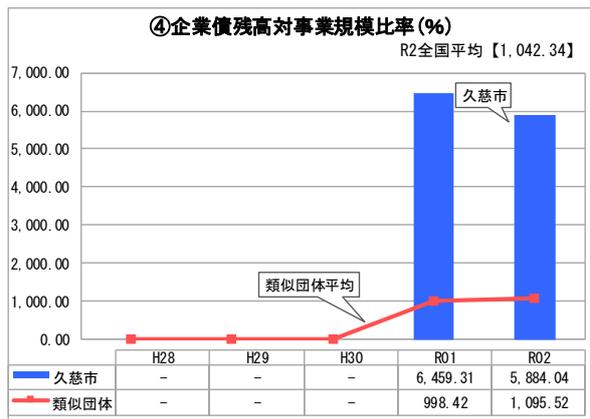
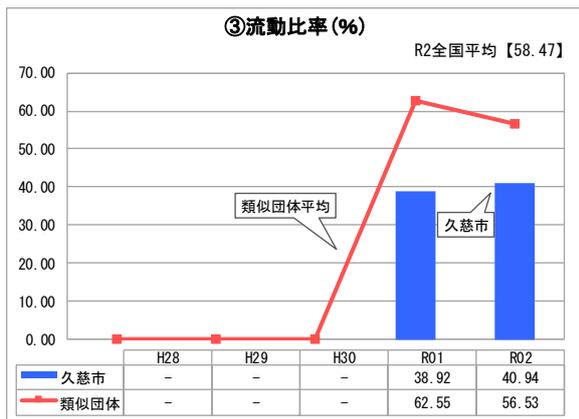
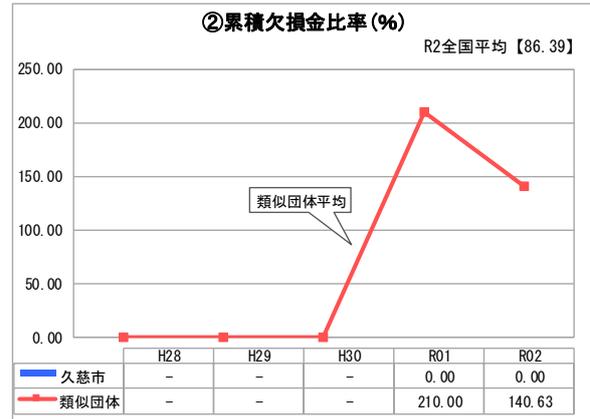
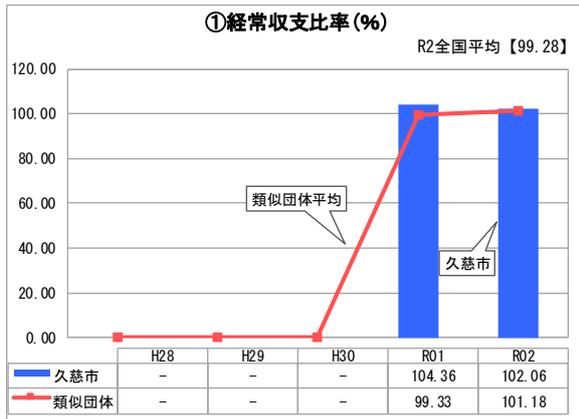
・ 大雨による浸水被害を軽減するため、雨水ポンプ場等の整備に重点的に取り組むこととしており、起債残高及び一般会計繰出金は増加する見込みであることから、経済的な整備手法の検討及び経費の節減に積極的に取り組む必要があります。

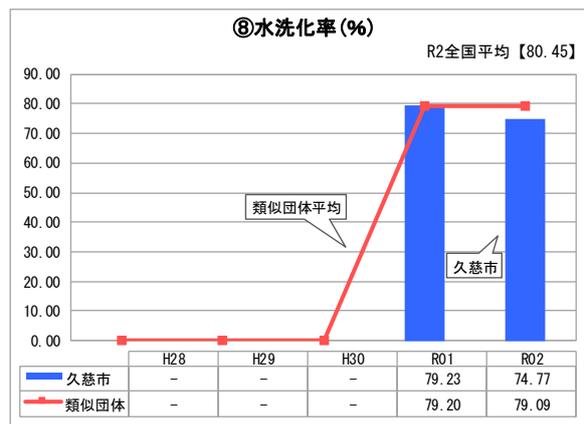
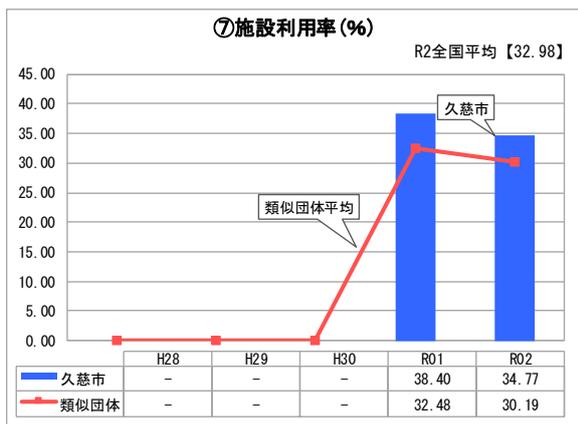
## イ 漁業集落排水事業

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	漁業集落排水	H2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家賃料金(円)
-	59.61	9.44	97.90	2,750

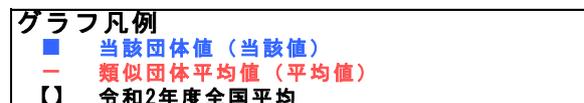
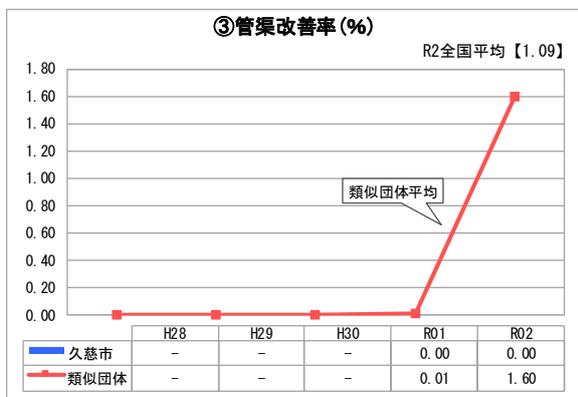
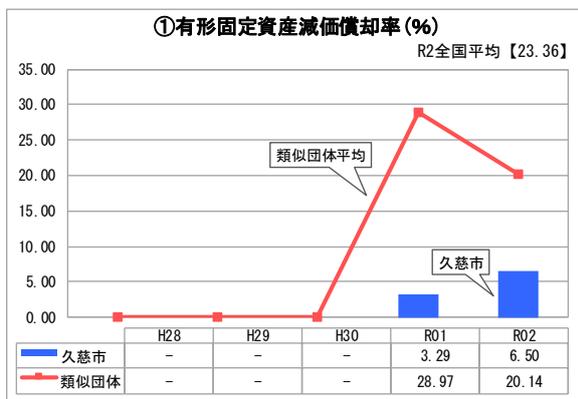
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
34,094	623.50	54.68
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
3,183	5.00	636.60

### 経営の健全性・効率性





## 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

- ・ 経常収支比率について、昨年度に引き続き 100%を超えているものの、依然として財源不足を一般会計からの基準外繰出金により補填している状況であることから、経営の改善が必要です。
- ・ 企業債残高対事業規模比率について、類似団体平均を大きく上回っています。企業債残高については、新規整備事業が令和4年度をもって完了する予定であることから、それ以降は改善していく見込みです。
- ・ 汚水処理原価について、類似団体平均を大きく下回っているものの、経費回収率が 100%を下回っていることから、一般会計繰出金を削減するため、経費に見合う適正な使用料体系の検討に取り組む必要があります。

## 2. 老朽化の状況について

・最も整備の早い麦生地区では、平成5年の供用開始から30年近くが経過しています。令和4年度をもって新規整備事業を完了し、機能保全計画に基づく更新事業に移行する予定であることから、耐用年数を経過した資産について、順次更新を進めていく必要があります。

### 全体総括

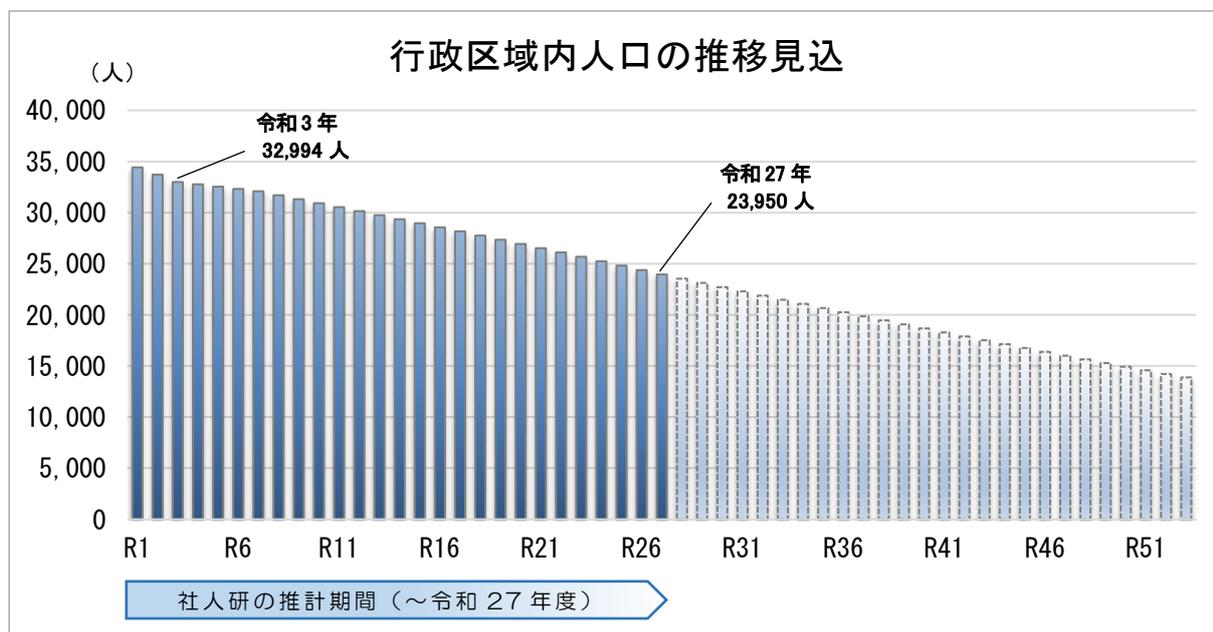
・経営指標上は、類似団体と比べて経営状態は良好であると考えられます。しかし、将来的には人口減少による使用料収入の減少及び施設利用率の低下が見込まれることから、経営戦略の見直しに取り組むとともに、ダウンサイジング等による施設の適正化に努める必要があります。

## 3. 将来の事業環境

### (1) 行政区域内人口の予測

久慈市では、令和2年3月に「久慈市人口ビジョン」を改訂し、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）と久慈市独自設定の2つの将来人口推計を示しています。

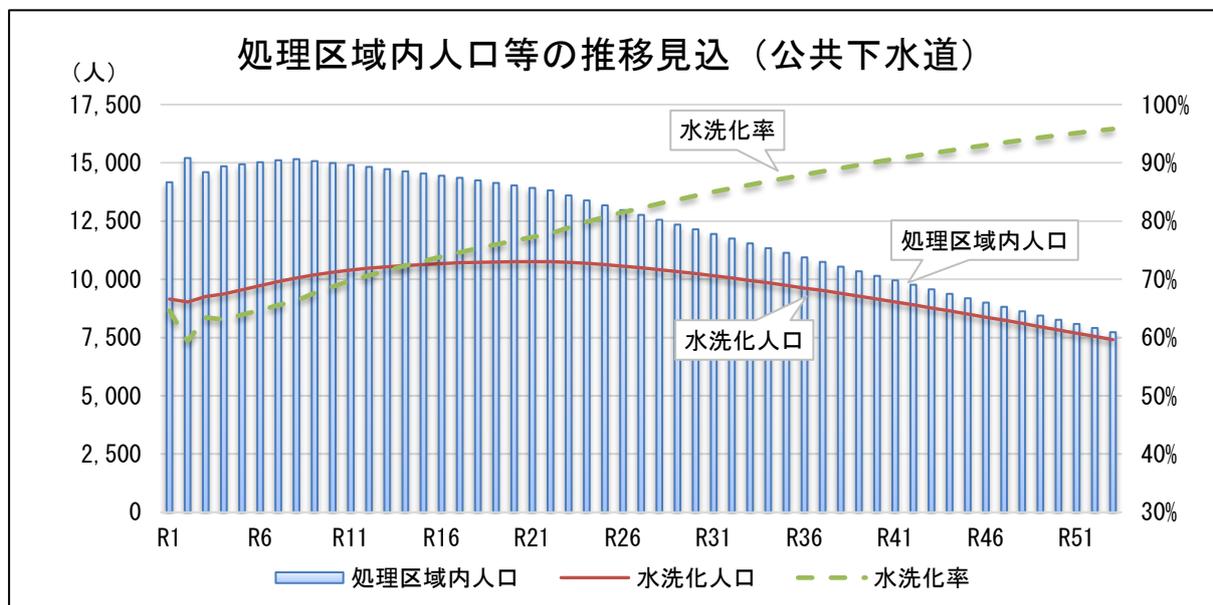
本経営戦略の目的である経営の健全化の達成のため、より低位の推計である社人研の将来人口推計を採用します。



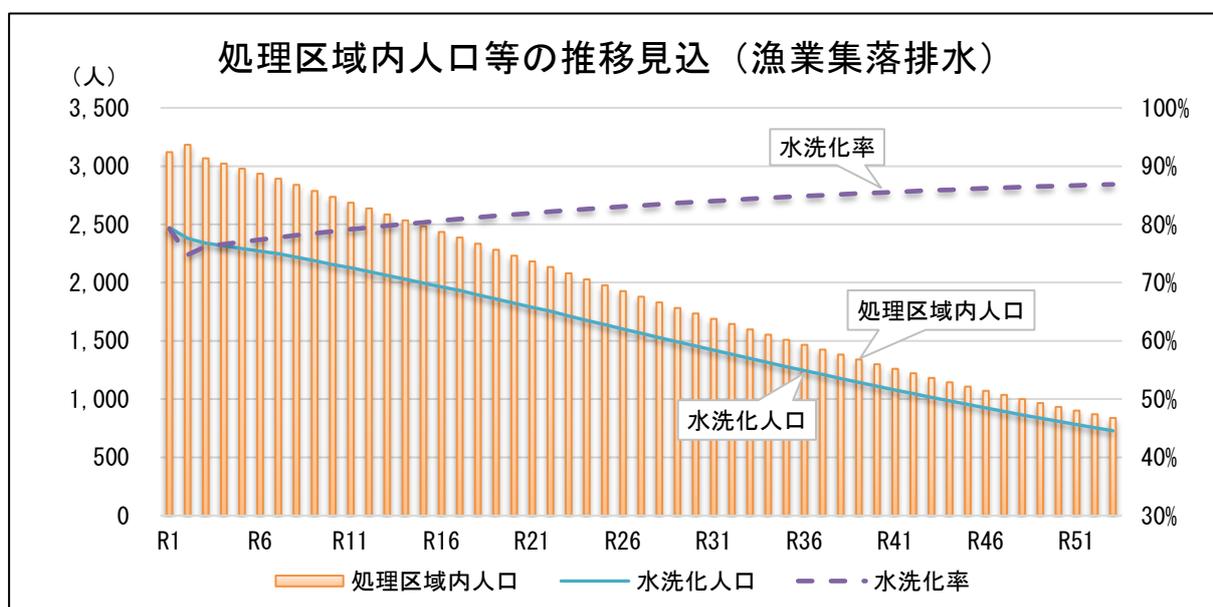
### (2) 処理区域内人口・水洗化人口の予測

公共下水道事業は、今後も汚水管渠整備事業を予定していることから、新規供用開始に伴う処理区域内人口の増加要素を見込んでいます。また、水洗化率（水洗化人口／処理区域内人口）は、令和3年度末時点で63.40%と、

類似団体平均 82.08%と比べて低位にありますが、今後は、整備事業の縮小や水洗化の促進により上昇を続け、令和 20 年度台には 80%に到達すると見込んでいます。なお、行政区域内人口の減少に伴い、同時期から水洗化人口は減少に転じるものと見込んでいます。



漁業集落排水事業は、事業計画のある全地区の整備が完了したことから、今後の処理区域内人口の増加は見込んでいません。また、水洗化率は、令和 3 年度末で 76.20%と、近年の大尻地区及び白前・本波地区の新規供用開始に伴い一時的に低下したものの、同地区の水洗化等により上昇していくものと見込んでいます。なお、行政区域内人口の減少に伴い、水洗化人口は減少していくものと見込んでいます。

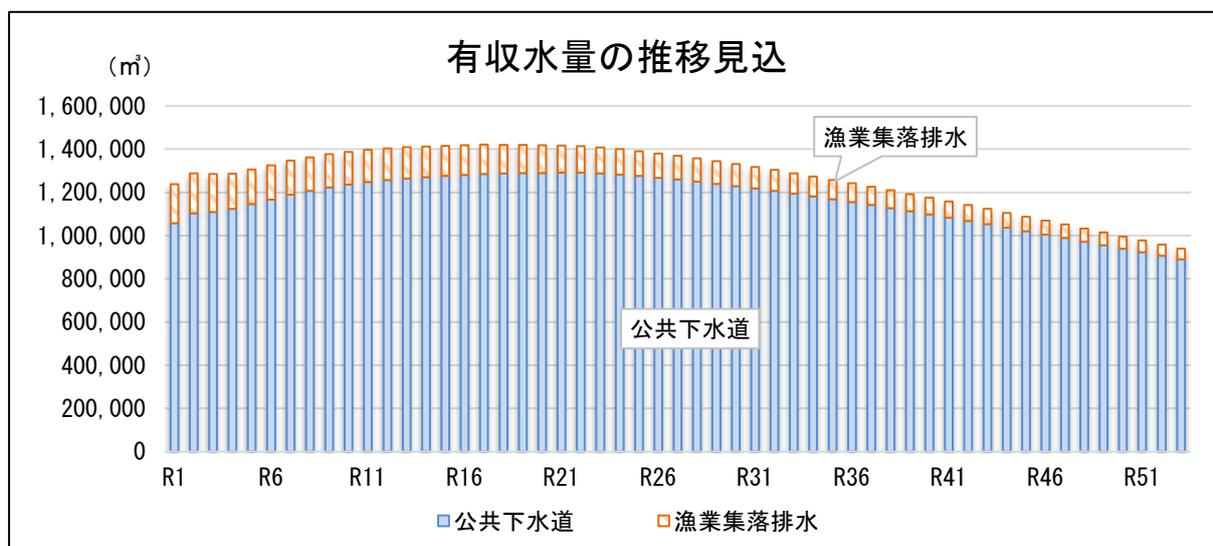


### (3) 有収水量の予測

有収水量は、前述の水洗化人口と過去の実績から算定した事業ごとの一人あたり有収水量（公共下水道事業 120 m<sup>3</sup>/年、漁業集落排水事業 70 m<sup>3</sup>/年）により推計しています。なお、1人あたり有収水量について、近年は増減の傾向が見られないことから一定の水量としています。

公共下水道事業は、水洗化人口の増加に伴い令和 20 年度頃まで増加し、その後は減少に転じる見込みです。

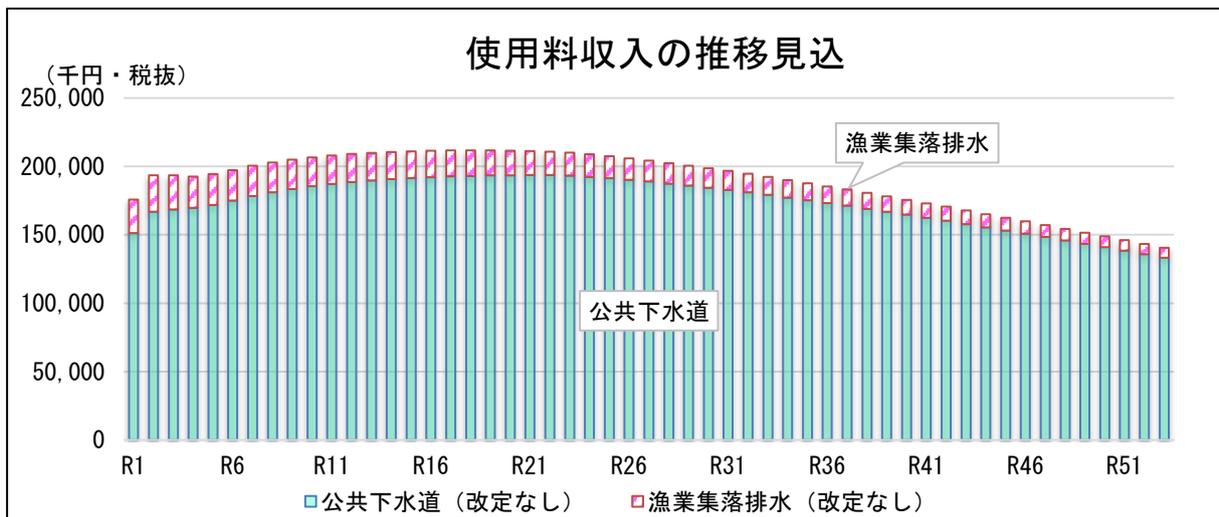
漁業集落排水事業は、人口減少の影響により減少していく見込みです。



### (4) 使用料収入の見通し

使用料収入は、前述の有収水量と過去の実績から算定した事業ごとの 1 m<sup>3</sup>あたり使用料単価（公共下水道事業 150 円/m<sup>3</sup>、漁業集落排水事業 140 円/m<sup>3</sup>）により推計しています。

有収水量と同様に、公共下水道事業は水洗化人口の増加に伴い令和 20 年度頃まで増加し、その後は減少の見込み、漁業集落排水事業は人口減少の影響により減少していく見込みです。



#### (5) 施設の見通し

公共下水道事業は、昭和 56 年度に全体計画を策定し、昭和 57 年度に事業着手、平成 4 年度に供用開始しています。そのため、久慈浄化センター等の施設は、古いもので供用開始から 30 年が経過しています。

污水事業については、平成 28 年度に策定した「久慈市污水处理施設整備構想」に基づき、令和 8 年度まで未普及地域の早期概成に取り組みます。それ以降は、人口減少や市の財政状況を勘案し、整備箇所を厳選しながら規模を縮小し事業を継続していきます。また、久慈浄化センター等の耐用年数を経過した施設は、令和 3 年度から策定を進めているストックマネジメント計画に基づき計画的な更新に努めていきます。

雨水事業については、これまでに雨水排水路や 5 か所の雨水排水ポンプ場（門前、中央、西の沢、川崎町、川貫）が整備済みであり、現在は 3 か所の雨水ポンプ場（新井田、田高、十八日町）の建設を進めているところです。今後も大雨等による浸水被害軽減のための対策を進めていきます。

漁業集落排水事業は、生活環境の向上と漁港・地先海域の水質保全を図るため、麦生地区で昭和 63 年度に漁業集落環境整備事業基本計画を策定し、平成 5 年度に供用を開始しました。その後、横沼、川津内、田子の木、久喜、桑畑、小袖、白前・本波、大尻地区と整備を進め、現在は整備計画のある全 9 地区 7 処理場の供用開始が完了しています。

今後は、供用開始から 30 年近くが経過した施設もあることから、機能保全計画に基づく補助制度を活用した計画的な更新に努めていくほか、処理区

の統廃合等の検討を進めていきます。

#### (6) 組織の見直し

下水道事業への地方公営企業法の適用により増加・複雑化する事務に効率的に対応するため、平成31年4月1日に水道事業との組織統合を行い、上下水道部を設置しました。令和4年7月1日現在、下水道事業会計から人件費を支弁している職員数は9人（事務職員5人、技術職員4人）です。

今後は、市の職員定数の適正化に伴い職員数の削減が予想されることから、日常業務や大雨等の災害への緊急対応など、上下水道部全体で様々な状況に対応しうる職員の育成を行い、効率的な組織運営を目指します。

### 4. 経営の課題

久慈市下水道事業の現状分析から見えてくる経営課題は次のとおりです。

#### (1) 下水道使用料収入の確保

人口減少に伴い、将来的に下水道使用料の大幅な減収が見込まれることから、下水道施設を維持・更新していくための財源の確保が必要です。

#### (2) 水洗化率の向上

公共用水域の水質保全や生活環境の改善と、下水道使用料収入の確保のため、岩手県平均や類似団体と比較して著しく低位にある水洗化率の向上が必要です。

#### (3) 人口減少社会を見据えた設備投資

下水道事業は、使用料収入のみでは維持管理費や整備費を賄えず、一般会計からの多額の繰出金により成り立っており、市の財政を圧迫する要因となっています。人口減少による収入減少や将来の土地利用を見据えて整備する必要があります。

#### (4) 維持管理の効率化

下水道施設の運転管理などに多額に費用がかかりますが、光熱水費や労務単価の上昇により維持管理費は増加し続けています。業務委託内容の検討や広域化等の取組による経営の効率化が必要です。

これらの経営課題から次の基本方針を設定します。

## 5. 経営の基本方針

### (1) 収益的収支を自主財源で黒字化～いわゆる「基準外繰出」の廃止～

経営活動によって発生する下水道使用料などの収益や施設の維持管理費などの費用は「収益的収入及び支出予算」で経理しています。下水道事業は、公衆衛生の向上や河川等の水質保全などを目的とする公益性の高い事業であることから、施設の整備費用（資本費）の一部については一般会計からの繰出が認められています。（※国が定めた繰出金のルールを「繰出基準」といいます。）一方、施設の維持管理費に対する繰出金は、この「繰出基準」に当てはまらないことから「基準外繰出」とされています。現時点において、下水道使用料のみでは施設の維持管理費を賄うことができず、一般会計から赤字補填の「基準外繰出」を受けている状況にあり、市の財政を圧迫する要因のひとつとなっていることから、水洗化率の向上や適正な使用料体系の設定により下水道使用料収入を増やし、自主財源による収益的収支の黒字化を目指します。なお、経営状況がより厳しい漁業集落排水事業においては、基準外繰出の圧縮を目標とします。

### (2) 下水道整備計画の再検討～持続可能な下水道事業とするために～

下水道の整備が始まった当初は、人口が増加していく前提で計画を策定しましたが、社会情勢の変化により全国で人口減少や高齢化が進み、事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。下水道区域の拡大により増加する使用料収入よりも整備に要する費用の方が高額であるため、整備を進めるほど一般会計の負担は増大し、下水道以外の住民サービスの低下を招きかねない状況です。現在の事業計画区域内の整備は数年で概成が見込まれることから、それ以降の整備については基本的に規模を縮小する方針とし、人口減少の状況や採算性を見極めながら、持続可能な下水道事業の実現に向けて整備計画の再検討を行います。

なお、雨水対策事業については、整備や維持管理に要する全ての費用を一般会計が負担することとしており、市全体の防災計画や財政状況を勘案しながら、引き続き災害に強いまちづくりを目指します。

### (3) 経営基盤の強化～広域化や民間活力により人口減少社会に備える～

人口減少による使用料収入の減少や職員数の削減により、小規模の自治体

では事業の継続自体が困難となると見込まれます。事業を適正に継続していくため、岩手県や周辺自治体との業務・人的連携や処理区域等の統廃合、民間委託のあり方等の検討を行い、経営基盤の強化に努めます。

## 6. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>公共下水道事業について、持続可能な下水道事業の実現のため、汚水管渠整備事業は事業規模を縮小し、将来の維持管理費と一般会計繰出金の縮減に努めます。また、供用開始から約 30 年が経過した久慈浄化センター機械電気設備の更新が控えていることから、現在策定を進めているストックマネジメント計画に基づき、更新費用を平準化しながら計画的な施設更新を進めていきます。</p> <p>雨水事業については、現在整備中の 3 か所の雨水ポンプ場の整備に継続して取り組み、完成後も過去の浸水被害の状況等を鑑み、雨水対策事業を進めていきます。</p> <p>また、水洗化率の向上と下水道使用料の改定により収入を確保し、短期的には収益的収支に関する基準外繰出の廃止、長期的には資本的収支も含めた基準外繰出の廃止を目指します。</p> <p>漁業集落排水事業については、令和 4 年度の白前・本波地区の舗装本復旧工事で整備事業がすべて完了する見込みです。今後は機能保全計画に基づき、更新費用を平準化しながら補助制度を活用した経済的かつ計画的な施設更新を進めていきます。</p> <p>また、公共下水道事業と同様に、水洗化率の向上と下水道使用料改定により収入を確保し、基準外繰出金の縮減に努めます。</p>
-----	---

### 収支計画の策定に当たって反映した取組

収支計画の策定に当たっては、投資規模による長期的な経営状況を予測するため、

複数のパターンで 50 年超の長期間の収支予測を行いました。これらの複数の試算から次のとおり本経営戦略に採用する投資額を決定しました。

公共下水道事業の建設改良費については、持続可能な下水道事業の実現のため、令和 9 年度以降の汚水管渠整備事業は事業規模を縮小し、投資の最適化に努めていきます。供用開始から 30 年が経過した久慈浄化センターは、機械・電気設備の大規模な更新が必要となっており、現在ストックマネジメント計画を策定中です。令和 5 年度から費用を平準化しながら更新を進めていきます。久慈浄化センターの維持管理については、現在、運転管理業務を委託していますが、下水道事業全体を対象に修繕や更新事業を含めた包括的業務委託導入の検討を行います。処理区の統廃合等による広域化についても検討を行いましたが、地理的条件から困難であるとの結論に至りました。雨水事業は、令和 5 年度までは現在整備中の新井田、田高、十八日町ポンプ場の整備を進め、それ以降も過去の浸水被害を鑑み、浸水被害の軽減のため、順次雨水排水処理施設の整備を継続する計画としています。また、大雨等の際にも事業を継続できるよう久慈浄化センターと各雨水ポンプ場の耐水化事業を実施予定です。

漁業集落排水事業の建設改良費については、令和 4 年度の白前・本波地区の舗装本復旧工事で新規整備事業がすべて完了する見込みです。今後は機能保全計画に基づき、更新費用を平準化しながら補助制度を活用した経済的かつ計画的な更新を進めていきます。また、一部地区において隣接する処理区を統廃合できる可能性があるため、費用対効果の検証を進めていきます。

## ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>収益的支出に計上している汚水処理に要する維持管理費については、一般会計からの基準外繰出に頼ることなく、自主財源である下水道使用料で賄うことで、本計画期間中の経費回収率 100%達成を目標とします。</p> <p>なお、経営状況がより厳しい漁業集落排水事業については、自主財源を増やし、経費回収率の改善及び一般会計への依存度を減らすことを目標とします。</p> <p>企業債残高については、汚水事業に要する企業債の借入を減らし、企業</p>
-----	--

債残高と将来の元利償還金を抑制し、長期的な経営の改善に努めます。 また、これらの取組により、一般会計からの繰出金を抑制し、久慈市全体の財政健全化に努めます。
---

○収支計画の策定に当たって反映した取組

収支計画の策定に当たっては、投資規模や使用料改定による長期的な経営状況を予測するため、複数のパターンで 50 年超の長期間の収支予測を行いました。これらの複数の試算から次のとおり本経営戦略に採用する財源目標を選定しました。

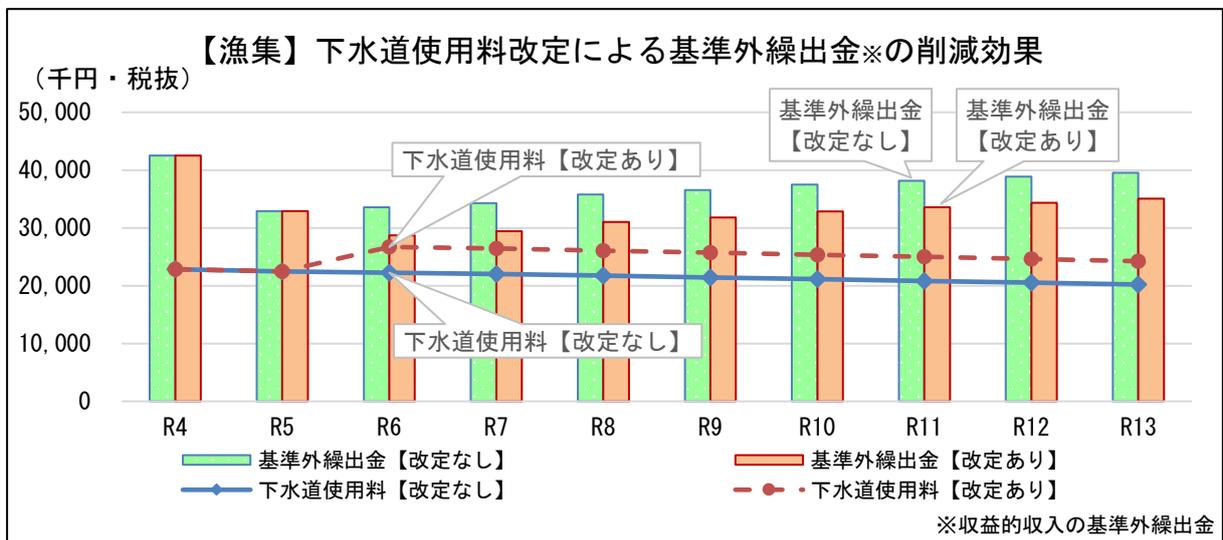
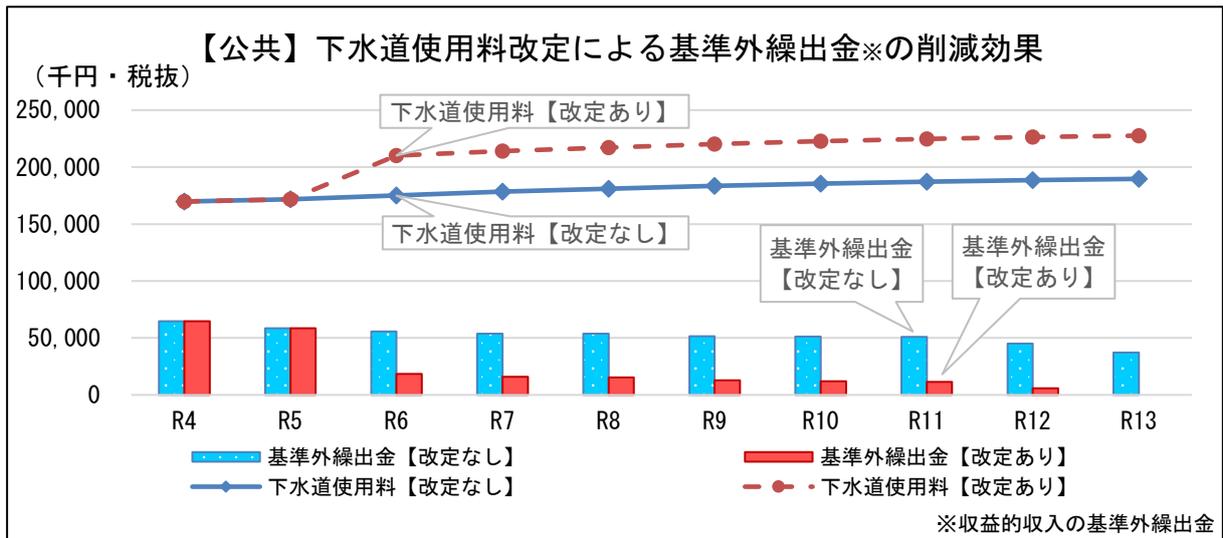
国では、地方財政措置を受けている下水道事業が最低限行う努力目標として、下水道使用料 20 m<sup>3</sup>あたり 3,000 円（税抜）という基準を示しており、そのためには、現在の水準から 2 割の使用料改定が必要となります。

公共下水道事業における本経営戦略の試算では、令和 6 年度から 10 年度の 5 年間を使用料算定期間とした場合、使用料収入で維持管理費全額を賄うためには 3 割強の使用料改定が必要だという結果になりました。しかし、その後の水洗化率の上昇により下水道使用料収入は増加していき、さらに 5 年後の令和 11 年度から 15 年度の 5 年間では現在の水準から約 2 割の使用料改定で維持管理費を全額賄える試算となりました。このことから、本経営戦略においては、令和 6 年 1 月に 2 割の使用料改定を行うこととしており、次期経営戦略においては、この結果を検証し、さらに 5 年後の令和 11 年の使用料改定の必要性について改めて検討するものとします。

また、下水道事業の将来の元利償還金を削減するため、汚水事業費を抑制することとしており、それに伴い企業債の借入額は減少します。長期的には資本的収支も含めた基準外繰出金の廃止を目指します。

漁業集落排水事業について、使用料収入で維持管理費全額を賄うためには、現行の 2 倍以上の使用料収入が必要と試算されましたが、現在は公共下水道と同一の使用料体系としていることから、使用料改定についても公共下水道と同様に令和 6 年 1 月に 2 割の使用料改定を行うこととして試算しました。

また、更新費用の抑制及び平準化により、企業債の借入及び企業債残高は減少する見込みです。



### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

施設の維持管理費や職員給与費等の営業費用については、近年の消費者物価指数及び人事院勧告の実績を基に、増加していくものとして試算しています。

維持管理費のうち、電気料金等については、有収水量の増減に伴い関連費用も増減するものとしています。

また、施設の維持管理業務の委託範囲の拡大（包括的業務委託）や、職員が直営で行っている窓口業務などについても民間委託とする検討を始めたところですが、民間委託とした場合でも職員給与費が委託費用に置き換わるのみで経費節減につながらないという厳しい事例もあることから、具体的な実施時期の設定や維持管理費への反映は行っていません。引き続き効率的な執行体制の構築に取り組んでいきます。

### (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

<p>広域化・共同化・最適化 実施状況</p>	<p>公共下水道事業の全体計画区域内について、将来の人口推計等に基づき費用対効果の再検討を行い、浄化槽区域への変更の検討を行います。</p> <p>漁業集落排水事業の田子の木地区について、横沼・川津内地区への統合を検討しているところであり、費用対効果や処理能力等の試算を行っているところです。</p>
<p>投資の平準化に関する 事項</p>	<p>公共下水道事業はストックマネジメント計画に基づき、漁業集落排水事業は機能保全計画に基づき、詳細の更新箇所や更新費用をとりまとめることとしていますので、次回の経営戦略改定において精査した更新計画や更新費用を反映させることとします。</p>
<p>民間活力の活用に関する 事項（PPP・PFI など）</p>	<p>公共下水道において、平成 30 年度から令和 3 年度にかけて PPP 手法（DB 方式）を用いた污水管渠整備を行いました。効果や課題等の検証を行い、更新事業を含めた今後の投資についても活用を検討していきます。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>人口減少や今後の污水管渠整備事業の状況により、浄化センターの処理能力が過大とならないよう、増築計画の見直しや更新時におけるダウンサイジング等の検討を行います。</p>

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する 事項</p>	<p>下水道使用料の見直しについて、5年に一度の周期で見直しを行う方針とします。今回の経営戦略においては、令和 6 年 1 月に 2 割の使用料改定を行い、それ以降は据え置く計画としましたが、資本的収支において基準外繰出は続く見込みであることなどから、令和 7 年度以降の決算を検証し、次期経営戦略において令和 11 年の料金改定の必要性について検討します。</p>
<p>資産活用による収入 増加の取組について</p>	<p>久慈浄化センター敷地内において、太陽光発電の導入を検討します。事業化が決定した場合は、それに伴う収益と設置費用等について次期経営戦略に反映させる予定です。また、下水熱の活用についても導入可能な施設等があれば検討を進めていきます。</p>

その他の取組	久慈市の財政状況から、下水道事業会計において資本費平準化債の発行を継続していますが、経営状況はますます厳しさを増していくと考えられることから、次世代の負担が過大とならないよう発行額の抑制について検討していきます。
--------	--

### ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）	施設の維持管理業務について、委託業務の範囲の拡大や包括的業務委託の導入等の検討を進め、適正かつ効率的な施設管理を継続できるよう努めていきます。また、職員の技術力をどのように維持していくかが大きな課題であると考えています。
職員給与費に関する事項	今後導入する民間委託の内容により、職員数や配置が変更となることも想定されます。また、委託内容に関わらず、将来的には職員数が減少していくと見込んでおり、長期的試算ではその点も考慮しています。
動力費に関する事項	久慈浄化センター敷地内での太陽光発電の導入を検討しており、それにより動力費を抑制できる可能性があると考えていますが、現時点では事業化に至っておりません。
薬品費に関する事項	汚水処理に係る新技術の導入による処理施設のダウンサイジングや汚泥の低減について検討した経緯がありますが、新たな設備投資が必要となることから事業化には至っておりません。常に情報収集に努め、薬品費等を含めた経費削減の方策を検討していきます。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画や機能保全計画に基づく補助制度を活用した計画的な更新を行いたいと考えており、一般財源での対応となる修繕費は抑制していきたいと考えています。
委託費に関する事項	令和4年度に策定予定の「岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画」において、久慈市と野田村で汚泥処理の共同化について検討を行っています。 また、これまでも業務内容や委託先の変更による費用の低減に努めてきましたが、今後も包括的民間委託等による発注方法の検討など、委託費用の抑制についてさらに検討を進めていきます。
その他の取組	「岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画」において、久慈ブロック（久慈市、洋野町、野田村、普代村）では、人材育成・

	<p>災害時対応の共同化等について取組内容の検討を進めているところですが、広域連携や人材育成は持続可能な下水道事業の実現に向けて不可欠なものであると考えていますので、さらなる検討を進めていきます。</p>
--	--

## 7. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

本経営戦略の策定後は、毎年度の決算と投資財政計画との差異を検証するとともに、目標や取組内容の達成状況を確認し、翌年度以降の経営活動に反映させていきます。

また、毎年度の検証を継続する中でPDCAサイクルを回し、必要に応じて有識者等の意見を取り入れながら、絶えず改善を図っていきます。

下水道事業を取り巻く環境は、社会情勢や自然条件等により目まぐるしく変わっていくことが想定されることから、より実態に即した計画となるよう令和9年度を目途に経営戦略の改定を行うものとします。



## 投資・財政計画 (収支計画)

公共下水道事業

(単位:千円)

区 分		年 度		本年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)											
資本的収入	1. 企業債	387,000	666,200	1,008,700	382,400	297,500	304,500	307,800	317,800	338,900	343,100	330,200	324,100	
	うち資本費平準化債	67,800	69,000	98,800	94,500	32,400	38,300	45,900	58,900	80,000	84,200	76,600	72,100	
	2. 他会計出資金	141,110	143,148	9,835	40,903	46,702	48,844	53,230	54,067	51,233	48,732	46,953	46,132	
	3. 他会計補助金													
	4. 他会計負担金													
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金	186,985	321,248	857,218	205,500	231,000	229,500	235,000	239,000	239,000	239,000	239,000	246,000	248,000
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金	26,307	20,231	22,463	6,550	3,900	4,250	3,100	2,100	2,100	2,100	2,100	350	
	9. その他													
	計 (A)	741,402	1,150,827	1,898,216	635,353	579,102	587,094	599,130	612,967	631,233	632,932	623,503	618,232	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
	純計 (A)-(B) (C)	741,402	1,150,827	1,898,216	635,353	579,102	587,094	599,130	612,967	631,233	632,932	623,503	618,232	
	資本的支出	1. 建設改良費	520,378	768,911	2,020,796	520,000	520,000	520,000	520,000	520,000	520,000	520,000	520,000	520,000
うち職員給与費														
2. 企業債償還金		339,265	352,568	371,557	376,449	366,125	377,797	395,751	416,563	442,293	449,836	444,773	445,864	
3. 他会計長期借入返還金		100,000	100,000											
4. 他会計への支出金														
5. その他														
計 (D)	959,643	1,221,479	2,392,353	896,449	886,125	897,797	915,751	936,563	962,293	969,836	964,773	965,864		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	218,241	70,652	494,137	261,096	307,023	310,703	316,621	323,596	331,060	336,904	341,270	347,632		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	74,653	31,506	225,481	232,602	280,847	284,390	290,808	298,149	305,613	311,457	316,459	322,993	
	2. 利益剰余金処分額													
	3. 繰越工事資金			171,800										
	4. その他	143,588	39,146	96,856	28,494	26,176	26,313	25,813	25,447	25,447	25,447	24,811	24,639	
計 (F)	218,241	70,652	494,137	261,096	307,023	310,703	316,621	323,596	331,060	336,904	341,270	347,632		
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)	100,000													
企業債残高 (H)	6,598,316	6,911,948	7,549,091	7,555,042	7,486,417	7,413,120	7,325,169	7,226,406	7,123,013	7,016,277	6,901,704	6,779,940		

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		本年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)										
収益的収支分		400,600	368,595	405,751	406,057	418,465	417,861	421,150	425,204	430,038	433,188	431,605	426,671
	うち基準内繰入金	290,357	334,950	341,073	355,852	407,809	408,896	412,061	416,829	421,764	425,065	427,927	426,671
	うち基準外繰入金	110,243	33,645	64,678	50,205	10,656	8,965	9,089	8,375	8,274	8,123	3,678	
資本的収支分		141,110	143,148	9,835	40,903	46,702	48,844	53,230	54,067	51,233	48,732	46,953	46,132
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	141,110	143,148	9,835	40,903	46,702	48,844	53,230	54,067	51,233	48,732	46,953	46,132
合 計		541,710	511,743	415,586	446,960	465,167	466,705	474,380	479,271	481,271	481,920	478,558	472,803

原価計算表

供用開始年月日 平成4年4月1日  
 処理区域内人口 14,600人  
 計算期間 自6年4月 至11年3月  
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使用料(X)	千円	千円	千円	千円
	168,492	214,479		214,479
受託工事収益				0
その他	15	44		44
合計	168,507	214,523	0	214,523

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)	
	千円	千円	千円	千円	
管渠費	人件費			0	
	給料			0	
	諸手当			0	
	福利費			0	
	修繕費	1,545	4,607	4,607	
	材料費	400	0	0	
	路面復旧費			0	
	委託料	221	462	462	
その他	1,073	1,764	1,764		
小計	3,239	6,833	0	6,833	
ポンプ場費	人件費			0	
	給料			0	
	諸手当			0	
	福利費			0	
	動力費	2,314	1,986	1,986	
	修繕費	6,743	7,365	7,365	
	材料費			0	
	薬品費			0	
委託料	5,385	11,607	11,607		
その他	1,096	6,368	6,368		
小計	15,538	27,326	27,326	0	
処理場費	人件費			0	
	給料			0	
	諸手当			0	
	福利費			0	
	動力費	16,636	20,010	20,010	
	修繕費	5,027	11,833	11,833	
	材料費			0	
	薬品費			0	
委託料	87,359	102,076	102,076		
その他	427	987	987		
小計	109,449	134,906	0	134,906	
一般管理費	人件費	30,960	28,276	3,831	24,445
	諸手当	21,834	23,141	3,135	20,006
	福利費	13,832	12,406	1,681	10,725
	流域下水道管理運営費負担金				0
	委託料	11,551	14,849		14,849
	その他	11,476	17,782	6,013	11,769
小計	89,653	96,454	14,660	81,794	
資本費	支払利息	90,812	83,638	83,638	0
	減価償却費	216,167	291,961	291,961	0
	企業債取扱諸費				0
小計	306,979	375,599	375,599	0	

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A)－(B)
合 計 (Y)	524,858	641,118	417,585	223,533

資 産 維 持 費 ( Z )	5,839
使用料対象経費(Y) + (Z)	229,372

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.94$$

<使用料水準についての説明>

現在の使用料水準では維持管理費を賚っていないことから、本経営戦略期間中における収益的収支に係る基準外繰出金を廃止するため、令和6年1月に2割の使用料改定を予定しています。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。



## 投資・財政計画 (収支計画)

漁業集落排水事業

(単位:千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
区 分													
資本的収入	1. 企業債	55,100	90,300	81,300	65,800	68,400	68,100	71,800	73,800	71,900	66,000	54,400	49,300
	うち資本費平準化債		29,900	31,500	30,800	33,400	33,100	36,800	38,800	36,900	31,000	19,400	14,300
	2. 他会計出資金	38,569	3,380	11,431	5,940	5,900	7,691	9,544	11,381	13,248	15,240	17,430	19,740
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金	66,627	58,047	45,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	3,330	4,652	1,342									
	9. その他												
計 (A)	163,626	156,379	139,073	106,740	109,300	110,791	116,344	120,181	120,148	116,240	106,830	104,040	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A)-(B) (C)	163,626	156,379	139,073	106,740	109,300	110,791	116,344	120,181	120,148	116,240	106,830	104,040	
資本的支出	1. 建設改良費	141,383	129,020	117,212	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金	88,168	92,338	94,740	96,698	99,220	101,819	106,420	109,766	111,032	108,264	99,036	95,292
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他												
計 (D)	229,551	221,358	211,952	176,698	179,220	181,819	186,420	189,766	191,032	188,264	179,036	175,292	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	65,925	64,979	72,879	69,958	69,920	71,028	70,076	69,585	70,884	72,024	72,206	71,252	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	59,129	58,575	66,315	65,868	65,830	66,938	65,986	65,495	66,794	67,934	68,116	67,162
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	6,796	6,404	6,564	4,090	4,090	4,090	4,090	4,090	4,090	4,090	4,090	4,090
計 (F)	65,925	64,979	72,879	69,958	69,920	71,028	70,076	69,585	70,884	72,024	72,206	71,252	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	1,559,359	1,557,321	1,543,881	1,512,983	1,482,163	1,448,444	1,413,824	1,377,858	1,338,726	1,296,462	1,251,826	1,205,834	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
区 分													
収益的収支分		95,045	91,763	131,070	120,081	114,762	115,512	114,546	113,813	115,106	115,962	115,963	114,847
	うち基準内繰入金	85,887	85,918	88,556	87,191	86,078	86,117	83,635	82,164	82,510	82,678	81,991	80,176
	うち基準外繰入金	9,158	5,845	42,514	32,890	28,684	29,395	30,911	31,649	32,596	33,284	33,972	34,671
資本的収支分		38,569	3,380	11,431	5,940	5,900	7,691	9,544	11,381	13,248	15,240	17,430	19,740
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	38,569	3,380	11,431	5,940	5,900	7,691	9,544	11,381	13,248	15,240	17,430	19,740
合 計		133,614	95,143	142,501	126,021	120,662	123,203	124,090	125,194	128,354	131,202	133,393	134,587

原価計算表

供用開始年月日 平成5年4月1日  
 処理区域内人口 3,067人  
 計算期間 自6年4月 至11年3月  
 (5年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
使 用 料 (X)	千円	千円	千円	千円
	25,051	26,063		26,063
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他				0
合 計	25,051	26,063	0	26,063

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)	
	千円	千円	千円	千円	
管渠費	人件費			0	
	給 料			0	
	諸 手 当			0	
	福 利 費			0	
	修 繕 費	423	1,015		1,015
	材 料 費				0
	路 面 復 旧 費				0
委 託 料	51	276		276	
そ の 他	6,039	8,692		8,692	
小 計	6,513	9,983	0	9,983	
ポンプ場費	人件費			0	
	給 料			0	
	諸 手 当			0	
	福 利 費			0	
	動 力 費				0
	修 繕 費				0
	材 料 費				0
薬 品 費				0	
委 託 料				0	
そ の 他				0	
小 計	0	0	0	0	
処理場費	人件費			0	
	給 料			0	
	諸 手 当			0	
	福 利 費			0	
	動 力 費	10,491	13,748		13,748
	修 繕 費	183	4,607		4,607
	材 料 費				0
薬 品 費				0	
委 託 料	11,367	18,625		18,625	
そ の 他	597	711		711	
小 計	22,638	37,691	0	37,691	
一般管理費	人件費			0	
	給 料			0	
	諸 手 当			0	
	福 利 費			0	
	流域下水道管理運営費負担金				0
委 託 料	2,114	2,767		2,767	
そ の 他	1,608	3,666	194	3,472	
小 計	3,722	6,433	194	6,239	
資本費	支 払 利 息	23,029	17,698	17,698	0
	減 価 償 却 費	62,608	66,209	66,209	0
	企 業 債 取 扱 諸 費				0
小 計	85,637	83,907	83,907	0	

支 出 の 部

項 目	金 額			使用料対象収支 (A) - (B)
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額 (A)	公費負担分 (B)	
合 計 (Y)	118,510	138,014	84,101	53,913

資 産 維 持 費 ( Z )	1,324
使用料対象経費 ( Y ) + ( Z )	55,237

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.47$$

<使用料水準についての説明>

現在の使用料水準では維持管理費を賅えていないことから、本経営戦略期間中における収益的収支に係る基準外繰出金を縮減するため、令和6年1月に2割の使用料改定を予定しています。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。